

特別障害者手当(20歳以上)

手当月額 : 30,450 円

支給日 : 2月・5月・8月・11月の10日
(土日・祝祭日等の場合はその直前の日曜日等ではない日)

うるま市に住所を有する在宅の方であって、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。

次の障害を2つ以上有する者 又は これに準ずる程度の障害を有する者

- (1) 視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下の者、視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下の者等
- (2) 両耳の聴カレベルが 100 デシベル以上の者
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有する者、両上肢のすべての指を欠くもの又は両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する者
- (4) 両下肢の機能に著しい障害を有する者、又は両下肢を足関節以上で欠く者
- (5) 体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害、又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者
- (7) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
※自宅で常時嚴重な介護を要する、知能数値が一定以下の方等

ただし、施設に入所中の方、継続して3ヶ月を超えて入院している方は対象外です。
本人、または扶養義務者が一定所得を超えている場合も対象になりません。

●申請に必要な書類

- ・医師の診断書(様式は役所窓口にあります)
※診断書の作成は、身体障害者福祉法第15条指定医師等、該当する障害又は病状に係る専門医が作成することが望ましいです。
- ・身体障害者手帳又は療育手帳(手帳の交付を受けていない方も申請可能です。)
- ・本人名義の通帳(郵便局の場合は、通帳に振込用の店名・口座番号の印字が必要です。)
- ・年金の振込通知書・通帳の写し等、令和6年中の年金額が分かるもの
※申請者が障害年金等公的年金を受給している場合に限る
- ・「個人番号確認」と「本人確認」できるもの(本人・配偶者・扶養義務者)
※代理人が申請する場合は、①本人の番号確認できるもの ②代理権の確認できるもの(委任状等) ③代理人の本人確認できるものが必要となります。

●申請から認定までの流れ

1. 窓口で診断書用紙を受け取り、病院にて受診します。
2. 申請に必要な書類を揃えて窓口にて申請します。
3. 嘱託医による診断書の審査・本人及び配偶者・扶養義務者の所得審査後、該当者には「認定通知」を、該当とならなかった方には「却下通知」を送付します。
4. 認定となった場合の手当は、申請した月の翌月分から支給されます。
※扶養義務者とは世帯主または最多収入者(別世帯であっても同一居住の場合は所得制限の対象となります)

窓口：うるま市 福祉部 障がい福祉課 障がい給付係

TEL:098-979-8780 FAX:098-973-5103

●所得制限について

下表の所得額を超過する場合、8月から翌年の7月までの手当が停止となります。

扶養親族等の数	受給資格者本人の所得額	受給資格者の配偶者及び扶養義務者の一人当たりの所得額
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
2人	4,421,000円	6,749,000円
3人	4,801,000円	6,962,000円
4人	5,181,000円	7,175,000円
5人	5,561,000円	7,388,000円

ここでいう所得額とは、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等を差し引いた額です。
障害年金等の非課税所得についても加算して計算されます。

●特別障害者手当における施設入所の取り扱いについて

資格喪失	支給継続（主なものの例）
障害者支援施設（生活介護に限る）	宿泊型自立訓練施設
病院又は診療所（3か月以上） ※介護医療院（介護療養型医療施設）や 介護老人保健施設も含む	共同生活援助（グループホーム）
障害者総合支援法に規定する療養介護を行う 病院又は障害者支援施設	小規模多機能型居住介護事業所
独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設 のぞみの園が設置する施設	特定施設入居者生活介護施設（地域密着型含む） Ex)有料老人ホーム、軽費老人ホーム等
独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等 の進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設	サービス付き高齢者住宅
国立保養所	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
生活保護法に規定する救護施設又は更生施設	自動車事故対策機構療護センター
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム	婦人保護施設

「特別障害者手当」と「障害年金」は異なる制度です。

障害年金については以下までご相談ください。

お問合せ先：うるま市 市民生活部 市民課 国民年金係（うるま市役所東棟1階）
TEL：098-973-5498